

# 鳥取県耐震改修促進計画の改定に係るパブリックコメントの実施結果について

令和8年3月23日  
住宅政策課

地震による建築物等の倒壊等の被害から県民の生命と財産を守ることを目的に、住宅・建築物の耐震化の目標と関連施策を定める「鳥取県耐震改修促進計画」の改定案についてのパブリックコメント及び県政参画電子アンケートの実施結果を報告します。

## 1 パブリックコメント及び県政参画電子アンケートの実施結果

### (1) パブリックコメント

- ①実施期間 令和7年12月19日（金）から令和8年1月19日（月）まで（32日間）
- ②意見総数 2件（1名）
- ③主な意見と対応方針
  - ・耐震改修促進計画の改定案について反対の意見はなかった。

意見の概要	対応方針
耐震化に取り組みやすい環境整備として、低コスト耐震改修工法の普及啓発に積極的に取り組んでほしい。	・平成27年度から実施している事業者向けの低コスト耐震改修工法の技術講習会や、令和6年度に作成した事例集等を活用し、低コスト耐震改修工法の改修事例、効果、概算費用などについて更なる普及啓発に取り組んでいく。
木造住宅耐震改修設計及び改修工事の補助率を10/10の定額補助とし、限度額までの工事であれば自己負担なしとする。 高齢者等、費用面で踏み出せない人も耐震化を考えるきっかけになる。市町村と連携をして是非取り組んでほしい。	・市町村が耐震対策（耐震改修、居室単位改修、耐震シェルター、耐震ベッド）を促進する区域を設定し、補助率を嵩上げ支援する場合に、県も協調して10/10の定額補助とする制度を創設する予定。 ・防災イベントでの耐震ベッドの実物展示、市町村及び建築・福祉関係団体等と連携した自治会向け説明会、戸別訪問等により、パンフレット等の啓発ツールを活用しながら、高齢者等に耐震対策の重要性や補助制度を周知していく。

### (2) 県政参画電子アンケート

- ①実施期間 令和7年12月26日（金）から令和8年1月13日（火）まで（19日間）
- ②回答数 451名
- ③主な意見と対応方針

設問	意見の概要	対応方針
住宅の耐震化に取り組む上で、課題と感じている点がありますか。	高齢のため、今後何十年も自分の住宅に住むわけではなく、地震被害に遭う確率が若者より少ないことから、耐震化は必要ないと感じている。 耐震診断を受けたが結果まで時間がかかりすぎる。更に助成金を使おうとすると予算が終了なので来年度と言われた。早くなんとかしたいのに進まない。	・令和6年能登半島地震では、高齢化の進む地域で住宅の倒壊被害が大きかったことや、本年1月に発生した島根県東部を震源とする地震でも鳥取県内に被害が生じたところであり、今後も、いつどこで地震が起こるか分からないことから、戸別訪問等の機会を活用し、住宅耐震化の必要性等について普及啓発を行っていく。 ・市町村と連携し、耐震診断と設計を一体的に実現できる手続きの制度見直しなど、住宅所有者が取り組みやすい環境整備を進めてきている。 ・引き続き、市町村と連携して、利用しやすい補助制度となるよう努めていく。
シェルター等のような耐震対策についてどう思いますか。	興味はあるが耐震対策に対して優先してお金を使えない。	・経済的な理由等で耐震化が困難な住宅においても耐震対策を実施できるよう、市町村と連携して支援を更に拡充していく。
耐震化の手法についてどう思いますか。	自分の住居にとってどの方法がふさわしいのか、またどの方法だと身の安全が守られるのかがわからないため、一般的な話だけではなかなか決定しづらい。	・令和6年度に市町村や関係団体と連携して支援する制度（耐震ケースマネジメント）を創設し、戸別訪問等で耐震対策に興味を持たれた住宅所有者に対して、個々の事情に応じた耐震対策等の具体的な対応策についてフォローアップを実施しており、引き続き、最良の選択肢を提案していきたい。
住宅の耐震化等について、専門家を自宅に派遣してもらい、無料相談できる制度についてどう思いますか。	やりたい時に気軽に相談できる制度が望ましい。	・耐震化の相談や専門家派遣の受付等を行う窓口を県と市町村に開設し、住宅所有者等が安心して耐震化に取り組める環境を整えており、今後も相談者に寄り添った対応に努めていきたい。

## 2 今後の予定

3月下旬 鳥取県耐震改修促進計画（第4期計画）の改定・公表

【参考】鳥取県耐震改修促進計画（第4期）改定案の概要

(1) 計画期間

令和8年度から令和12年度末まで（5年間）

(2) 住宅・建築物の耐震化等の数値目標

① 住宅：令和12年度の耐震対策率92%、令和17年度までに耐震性が不十分なものを概ね解消(97%～)

② 建築物（要緊急安全確認大規模建築物<sup>(※)</sup>）：令和12年度までに耐震性が不十分なものを概ね解消

※不特定多数の者が利用する3階以上かつ床面積5,000㎡以上の建築物等。

<住宅・建築物の目標>

区分	鳥取県の現状値 (R7年度末推計)	県計画の目標		(参考) 国の目標
		R12年度末	R17年度末	
住宅	約87%	92%	概ね解消	概ね解消(R17)
建築物 (要緊急安全確認大規模建築物)	約81%	概ね解消	—	概ね解消(R12)

(3) 目標達成に向けて重点的に取り組む施策

① 住宅所有者への直接的な働きかけ（プッシュ型意識啓発の推進）

- ・木造住宅が密集するエリア等、地域の実情に応じて耐震化を促進する区域を市町村が設定し、戸別訪問や説明会等の普及啓発を促進。
- ・固定資産税の通知書発行時に耐震補助制度の案内を同封する等、住宅所有者へ直接に情報を提供。

② 命を守る耐震対策の促進（命を守る耐震対策の推進・普及啓発）

- ・耐震シェルター等を設置した住宅の見学会や防災イベント等を活用した普及啓発。
- ・地域包括支援センター等と連携した高齢者等への働きかけの実施。

③ 耐震化等に取り組みやすい環境整備（民間事業者や他分野と連携した支援体制の整備等）

- ・建築関係団体と連携し、専門家派遣や技術者育成等の支援体制を構築。
- ・耐震診断から耐震改修までの一体的な実施が出来るよう補助金申請手続きの簡素化等を図るとともに、リフォーム等の機会をとらえた耐震化を促進。